

(電力提供サービス利用契約約款・建物別選択規約「ORプラン」)

# ORプラン料金適用規約

実施日 2015年6月1日



発布 2015年5月25日 (第000265号)

## 【お客さま情報の利用目的に関するご案内】

1. 「電力提供サービス」により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。）につきましては、お客さまの本人確認、与信管理、電力提供サービスおよびこれに付随するサービスに関するマーケティング、分析、キャンペーン等の案内、お客さまサービス向上に寄与するための情報提供、これらサービスの提供、工事、保守および障害対応業務等、料金の計算および請求、これらに関するお客さまへの連絡、その他電力提供サービス利用契約約款等に基づく契約内容の実施に必要となる範囲内で利用いたします。  
なお、お客さまとの電力提供サービスに係る契約が終了した後においても、上記の利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあります。
2. 「電力提供サービス」により知り得た個人情報につきましては、「個人情報の保護に関する法律」および関連法令、「NTT ファシリティーズお客様個人情報の保護に関する方針」および経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」にもとづき、当社が業務を委託する他の事業者または第三者に提供することがあります。

# OR プラン料金適用規約

## 目次

<b>第1章. 総則</b> .....	1
第1条 本規約の変更 .....	1
<b>第2章. 契約メニューおよび料金</b> .....	1
第2条 契約メニュー .....	1
<b>第3章. 規約適用の終了</b> .....	1
第3条 規約適用の終了 .....	1
<b>附則</b> .....	2

## 第1章. 総則

本 OR プラン料金適用規約（以下「本規約」といいます。）は、当社が建物所有者と締結した電力提供サービスに関する契約（以下「原契約」といいます。）の対象とした建物（以下「対象建物」といいます。）において、当社と電力提供サービス利用契約約款（以下「原約款」といいます。）にもとづくシステム利用契約を締結したお客さまに適用される料金（以下「OR プラン料金」といいます。）に係る必要な事項を定めたものです。

本規約で定める事項については、原約款および原契約に優先して適用されるものとし、本規約で定めのない事項については原約款および原契約を適用することといたします。

### 第1条 本規約の変更

当社は、お客さまの承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、OR プラン料金その他の適用条件は、変更後の本規約によります。

変更後の本規約については当社ホームページ等を通じてご案内するものとし、本規約の変更は当社が別途定める場合を除き、当社が当社ホームページ等に開示した時点で効力を生じるものとしたします。

## 第2章. 契約メニューおよび料金

### 第2条 契約メニュー

#### (1) 適用範囲

対象建物の住戸部分に適用します。

#### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツ（西日本エリアについては 60 ヘルツ）といたします。

#### (3) 契約電流

OR プランでは、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）の取付けをいたしません。契約電流については原約款の従量電灯 B の 30A（居室種別が学生用の場合）または 40A（居室種別が研究者または教職員用の場合）を適用します。

#### (4) 料金

料金は、原約款別表 1-1（契約種別および料金）に定める従量電灯 B の 1 ヶ月の基本料金および電力量料金、ならびに原約款別表 2（国または地方公共団体等による賦課金等）の合計といたします。

ただし、電力量料金は、原約款別表 3（燃料費調整額）を差し引き、もしくは加えたものとし、算出式は以下のとおりといたします。

$$\text{料金} = \text{基本料金} + \text{電力量料金} + \text{各種賦課金}$$

上記料金には、原約款別表 1-2（付加サービス料金等）における基本割引は適用いたしません。なお、料金は税抜価格により算定した金額に消費税等相当額を加算させていただき、金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

##### イ. 基本料金

基本料金は、原約款別表 1-1（契約種別および料金）に定める従量電灯 B によることとします。ただし、使用する電力が全くない場合には、基本料金は半額といたします。

##### ロ. 電力量料金

電力量料金は、原約款別表 1-1（契約種別および料金）に定める従量電灯 B によることとし、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

## 第3章. 規約適用の終了

### 第3条 規約適用の終了

本サービスに係る当社と建物所有者との間の電力提供に関する契約が終了した場合、本規約で定める事項はその効力を失うこととなり、原約款の規定が適用されるものとしたします。

# 附 則

## 附 則

第1条 本規約の適用開始日（2015年5月25日 第000265号）

本規約は2015年6月1日から適用いたします。

第2条 関係約款等との関係

本規約は電力提供サービス利用契約約款体系における選択規約（ORプラン）といたします。

第3条 関係約款等の改正

本規約の発布、運用開始にあたり、電力提供サービス利用契約約款の改正を行うことといたします。

以 上